

羽島市浄化センター太陽光発電設備導入事業者公募型プロポーザル募集要領

1. 趣旨

本要領は、羽島市浄化センター太陽光発電設備導入事業に係る仕様書の目的のとおり、羽島市浄化センターの用地に太陽光発電設備を導入する事業者の公募にあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名

羽島市浄化センター太陽光発電設備導入事業

(2) 事業場所

別添仕様書のとおり

(3) 事業期間

別添仕様書のとおり。

(4) 担当部署

羽島市上下水道部工務課浄化センター

3. 応募資格

(1) 単独の法人、又は複数の法人で構成する共同体。

共同体で応募する場合は、あらかじめ応募及び事業に必要な諸手続を一貫して、担当する代表法人を定めるとともに、構成法人の役割分担を明確にすること。なお、応募申込期間終了後構成員の変更、及び追加はできません。

(2) 日本国内に本社（店）を有し、なおかつ岐阜県内に事業所を有すること。

(3) 太陽光発電事業を実施することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。

(4) 評価規準の対象となることから、本事業と類似の事業履行実績があれば、過去5年間の実績を提出ください。なお、実績は公共団体、民間をといません。

(5) 評価規準の対象となることから、本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者があれば企画提案書（案）の実施体制へ含めてください。

・ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

・ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

上記資格者は、本事業を実施する体制（共同体）に含まれる協力事業者の中でも構わない。

(6) 次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項、又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることと

される更生事件に係るものを含む。)をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項、又は第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていない者。

ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申立てをした者にあつては同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていない者。

エ 企画提案書の提出日において、羽島市建設工事請負契約に係る入札参加資格停止の措置要綱(平成19年9月25日決裁)に基づく参加資格停止措置を受けている者。

オ 国税及び地方税を滞納している者。

カ 企画提案書の提出日において、羽島市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱(平成22年8月12日決裁)に基づく入札参加停止措置を受けている者。

又は同要綱別表(第6条関係)に掲げる措置要綱に該当する者。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュール(予定)は以下のとおりします。

実施内容	実施期間または期日
1. 公告	令和7年4月25日(金)
2. 質問受付期間	令和7年4月25日(金) ～令和7年5月9日(金)
3. 現地見学	令和7年5月1日(木)午後 令和7年5月2日(金)午後
4. 質問回答	令和7年5月23日(金)
5. 参加表明書等の提出期限	令和7年6月6日(金)
6. 参加資格確認結果の連絡	令和7年6月20日(金)
7. 企画提案書等の提出期限	令和7年6月27日(金)
8. プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年7月18日(金)
9. 審査結果通知	令和7年8月上旬
10. 協定等締結	令和7年9月下旬～10月上旬

5. 質問の受付及び回答

本事業の企画提案に関する質問は、質問書(様式8)を提出してください。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和7年4月25日(金)～令和7年5月9日(金)午後5時まで

イ 提出方法

電子メールで受け付ける。電子メールの件名は「羽島市浄化センター太陽光発電

設備導入事業プロポーザルに関する質問」とし、電子メール送付後、速やかに電話により、15. 事務局（提出先）へ確認してください。

(2) 質問回答

回答は、ホームページに令和7年5月23日（金）に、質問に対する回答を掲載する（質問を行った法人名等は公表しない。）。なお、受付期間に到着しなかった質問に対して回答はしません。また、回答に対する再質問は原則受け付けません。

6. 参加表明

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次の書類を各1部ずつ15. 事務局へ提出をしてください。

(1) 参加表明にかかる必要書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 会社概要（様式2）【共同体的場合は代表企業のみ】

ウ 共同体結成届（様式3）【共同体的場合のみ】

エ 過去の類似事業実績（様式4）及び類似事業の契約書等の写し（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

オ 登記事項証明書、印鑑証明書

（企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。写し可。）

カ 納税証明書

（企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの。写し可。）

キ 直近3期の貸借対照表及び損益計算書

ク 誓約書（様式5）

ケ 現地見学申込書（様式9）

コ 辞退書（様式10）

※様式等は、羽島市公式ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.hashima.ig.jp/>

(2) 提出期限 令和7年6月6日（金）午後5時まで

※郵送の場合は期限内必着です。

(3) 提出方法 15. 事務局へ持参又は郵送（書留郵便）

※持参の場合は、土、日曜及び祝日をのぞく午前9時～午後5時まで

7. 参加資格の確認及び結果の連絡

提出された参加表明書等を基に参加資格を満たしているか確認し、その結果、企画提案書の提出等について令和7年6月20日（金）に参加表明書に記載されたメールアドレスに連絡します。

なお、参加資格を認められなかった者は、以降、本プロポーザルに参加できません。

8. 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加資格があると認められ、企画提案書の提出を希望する者は、次のとおり企画提案書を15. 事務局へ提出してください。

(1) 提出期限 令和7年6月27日(金)午後5時まで

※郵送の場合は期限内必着です。

(2) 提出方法 15. 事務局へ持参又は郵送(書留郵便)

※持参の場合は、土、日曜及び祝日をのぞく午前9時～午後4時30分まで

(3) 提出書類

ア 企画提案書届出書(様式6)

イ 企画提案書(様式7)

(4) 提出部数 正本1部副本8部 ※提出後の差し替え等は認めません。

9. 企画提案書の作成

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成してください。

(1) 事業の実施内容

ア 設置計画

提案者は、太陽光発電設備の設置計画(設置要領、工法等)について、設備の仕様や設置のレイアウト等を作成し、太陽光発電設備の設置時に既存の設備等の維持管理や、河川管理者や道路管理者など、他の管理者の管理する施設に支障を生じないように法令を遵守し計画してください。

イ 安全性への配慮

建築図面、構造計算書及び現地の状況等を確認のうえ、構造上の安全性が問題ないことを確認すること。施設の立地・構造、性質を踏まえた安全面での配慮について工夫願います。

ウ 使用料

本事業に係る年間使用料の算定は、提案者の提案により決定する。ただし、最低額を年額で1㎡あたり100円(税抜)とします。単価を提示する場合には、その使用料の算定根拠や考え方を提示願います。また、使用する面積の算定については、ソーラーアレイ等の発電設備の水平投影面積(真上から見た時の面積)及び配線等の設置面積とし、ソーラーアレイについて、間隔を開けて設置する場合は、その隙間の面積も含むものとします。

(2) 事業の実施体制

ア 事業実施体制

工事施工概要(工事フロー、スケジュール等)、実施体制(本業務に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者やその経歴書、資格証の写し等を記載)、事業フロー及びスケジュール等

イ 維持管理計画

運転期間における維持管理・メンテナンス等(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)の太陽光発電設備に係る全ての維持管理計画

- ウ 事業者の経営状況（3年間）
貸借対照表、経常利益（もしくは営業利益率）、流動比率、自己資本比率等
- エ 資金計画
工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- オ 事業実施に関する保証
設備の導入、運転期間中、撤去までに係るすべての保証。損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等

(3) その他

- ア 地球温暖化対策
本事業の実施により、運転期間中に想定されるCO2削減量について、その算出根拠・方法を明確にしたうえで記載してください。
- イ 事業実施にあたり環境への配慮
事業実施にあたり、環境負荷の小さい部材の調達や、環境負荷の小さい工法を採用するなどの配慮した取り組みがあれば記載してください。
- ウ 市への協力・貢献等
市への協力・貢献・地域経済への波及効果を記載
例：災害等非常時における当該施設や地域への貢献・環境教育への取り組み
- エ 事業者のアピール等
事業実施にあたり、企業としてアピールすることがあれば記載してください。
例：総合的な企画力、技術力、独創性等
- オ その他
市の運営等にメリットのある取り組みの提案があれば記載してください。

10. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書提出後に企画提案書を提出した者（以下「参加者」という）からの企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）を実施し、提案の実現能力、取組姿勢及び提案内容を評価する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は採点しません。

- (1) 開催予定日 令和7年7月18日（金）
場所・時間及び日程の変更等は、参加者へ別途連絡
- (2) 時間構成 発表時間：30分以内
(プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内)

(3) 留意事項

- ア プレゼン等の出席者は、3人以内（パソコン操作員含む）です。
- イ プレゼンテーション資料は企画提案書のみとし、追加資料の提出は認めません。
- ウ プロジェクター、パソコン等の機器を利用する場合は、全て参加者が準備してください。スクリーンは市が用意します。

1 1. 企画提案審査・結果通知

(1) 審査

本プロポーザルは以下の「評価基準」により、委員の評価点合計が最も高い者を候補者として選定します。なお、審査は「羽島市浄化センター太陽光発電設備導入事業者公募型プロポーザル審査委員会」にて行います。参加者が1社の場合も審査を実施します。

(2) 配点

評価の配点の合計の最高値は200点です。

委員数に最高値の配点を乗じた合計点数の6割を基準の配点とし、基準の配点以上の参加者から、候補者を決定します。

(3) 結果通知

審査結果は、参加者へメール若しくは文書で通知し、候補者については市のホームページで公表する予定です。

1 2. 失格の要件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合があります。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (5) この要領に定める手続き以外の方法により、審査委員又は関係者と直接、間接を問わず連絡を求めた場合。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。

1 3. 協定・契約等の締結について

協定・契約等の締結は、選定された候補者と市との間で、提案書や仕様書等に記載された項目に基づいて協議を行い、その内容を定め締結します。

なお、プロポーザルの性質上、当該締結にあたり企画提案内容をもって締結するとは限りません。

候補者との協議が不調となった場合には、次点候補者と協議を行い、協議が整った場合に協定を締結することになります。

1 4. 留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。なお、審査の過程で複製を作成することがあります。

- (4) 企画提案書の著作権は提案者に帰属しますが、候補者特定後、必要に応じて市のホームページで公表することがあります。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用、その他このプロポーザルの参加に要したすべての経費は、参加者の負担となります。
- (6) 審査結果等に関する問い合わせ、異議申し立ては受け付けません。
- (7) 複数の企画提案書の提出はできません。
- (8) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション及びヒアリングの前日の午後4時までに辞退書(様式10)を15.事務局(提出先)へ電子メールで送付後、速やかに電話により確認願います。
- (9) 現地見学を申し込む場合は、令和7年4月28日(月)の午後4時までに、現地見学申込書(様式9)を15.事務局(提出先)へ電子メールで送付後、速やかに電話により確認願います。
なお、見学会は1申込者につき1回のみで、1時間程度を予定しています。時間は調整し事務局から、申込者に連絡します。(参加への必須条件ではありません。)
- (10) 企画提案等の提出書類や、今後の協定や仕様等について用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるとします。
- (11) 参加者等は、事業上知り得た秘密や個人情報等を他に漏らし、または自己の利益のために利用してはなりません。

15. 事務局(提出先)

羽島市上下水道部工務課(浄化センター)

住所:〒501-6316 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

電話:058-392-1111(内線2183)

FAX:058-391-2100

メール:jogesuido@city.hashima.lg.jp

ホームページ:https://www.city.hashima.lg.jp/

※書類の送付提出等は、必ず上記に願います。

羽島市浄化センターでは受け付けません。

<評価基準>

評価項目		評価の視点	配点
1. 事業者の概要	経営状況	・ 事業を問題なく円滑に遂行出来る経営能力はあるか	20
	実績	・ 過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか	10
2. 実施内容	発電設備	・ 設備仕様	10
		・ 設置工法	10
	安全性への配慮	・ 構造上の安全性の確保	20
		・ 安全面の配慮に対する工夫	20
	使用料	・ 使用料の額の妥当性	20
3. 実施体制	工事遂行能力	・ 施工体制	10
		・ 施工スケジュール	10
	維持管理計画	・ メンテナンス計画及び連絡体制	10
	資金計画	・ 資金調達計画、事業収支見込等	10
	保証	・ 事業実施に関する全ての保証の妥当性	20
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化対策 ・ 環境への配慮 ・ 羽島市への協力・貢献等 ・ 事業者アピール ・ その他 評価されるべき視点 	30	